

平成22年3月

庄原市発注案件における税の滞納に関する取り扱いについて

庄原市役所 管財課 契約係

表題のことにつきまして庄原市では、各者の入札参加機会等をより公平にするため、平成22年4月下旬に公告・指名通知を行う入札案件および随意契約の見積提出依頼を行う案件より、以下のとおり取り扱います。

1. 実施事項

下記の諸条件において市税の滞納がある場合は、入札への参加を認めず、随意契約の見積依頼の対象としません

2. 対象とする税目(庄原市税)

(1) 法人が入札参加者等の場合

法人市民税(法人分) 固定資産税(法人分)
軽自動車税(法人分) 市県民税(法人代表者個人分)
固定資産税(法人代表者個人分) 軽自動車税(法人代表者個人分)
国民健康保険税(法人代表者個人分) 市県民税(特別徴収分)

(2) 個人が入札参加者等の場合

市県民税(個人分) 固定資産税(個人分)
軽自動車税(個人分) 国民健康保険税(個人分)

3. 対象とする案件

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託、物品調達等における入札案件のすべて
- (2) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託、物品調達等における随意契約案件のすべて

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 管財課 契約係 0824-73-1203(直通)
E-Mail: kanzai_keiyaku@city.shobara.hiroshima.jp